

11 月上旬号
2015 年

国際情報广场信息报

◇発行: 東大阪市国際情報广场(毎月発行 2 次) 〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階文化国際課内
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

11 月 14 日(周六)9:30~12:00 在花园中央公园举办综合防灾训练

11月14日(土)9:30~12:00 花園中央公園で総合防災訓練を実施します

「消除对女性暴力行为」活动周

「女性に対する暴力をなくす運動」期間

毎年の 11 月 12 日~25 日为「消除对女性暴力行为活动周」。来自配偶的暴力(DV)、性犯罪、卖淫嫖娼、人身买卖、性骚扰和跟踪狂行为等对女性的暴力行为，都是对女性人权的严重侵犯。去年开始，根据修改的法律制度，有关来自一起生活的同居人的暴力行为，都可成为法制适用对象。请不要独自烦恼，随时前来相谈。

毎年 11 月 12 日~25 日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。配偶者などからの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害するものです。昨年からは、法の改正により生活の本拠をともにする交際相手からの暴力についても、法の適用対象となっています。一人でも悩まないで気軽に相談しましょう。

【女性相談窓口 女性相談窓口】

男女共同参画中心 イコーラム(男女共同参画センター)	TEL: 072-960-9206 (10:00~17:00)
大阪府東大阪児童家庭中心(DV 专线) 大阪府東大阪子ども家庭センター(DV 専用)	TEL: 06-6721-2077 (9:00~17:45)
大阪府女性相談中心 大阪府女性相談センター	TEL: 06-6949-6022 (9:00~20:00) TEL: 06-6946-7890 (9:00~20:00)
女性人权热线电话 女性の人権ホットライン	TEL: 0570-070-810 11月16日(周一)~20日(周五) 8:30~19:00 21日(周六)・22日(节日) 10:00~17:00 11月16日(月)~20日(金) 8:30~19:00 21日(土)・22日(日) 10:00~17:00

【男性相談窓口 男性相談窓口】

男女共同参画中心 イコーラム(男女共同参画センター)	TEL: 072-966-5002	毎月第 1 週の周六 13:00~17:00 第 3 週の周三 19:00~21:00 毎月第 1 土曜日 13:00~17:00 第 3 水曜日 19:00~21:00
-------------------------------	-------------------	---

募集市営住宅入居者

市営住宅入居者募集

募集住宅、申请资格等详细情况请来电咨询。需要翻译者请与国际情报广场联系。申请表从 11 月 2 日(周一)开始可在市営住宅管理中心、住宅政策课、市政信息处、行政服务中心、福祉事務所等处领取。请填写申请表(每户 1 份)内的必要事项及准备所需资料后，在 11 月 13 日(周五)之前(邮戳有效)邮寄。※不可重复申请。

募集住宅や申込資格など詳しくはお問合せ下さい。また、通訳が必要の方は国際情報プラザにご相談ください。応募用紙は 11 月 2 日(月)から市営住宅管理センター、住宅政策室、市政情報コーナー、行政サービスセンター、福祉事務所等で配布します。応募用紙(1 世帯 1 通)に必要事項を書き、必要書類を添えて 11 月 13 日(金)消印有効までに郵送してください。※重複申込みはできません。

申请・询问处: 市営住宅管理中心
TEL 06-6788-8001 / FAX 06-6788-8005

申込・問合先: 市営住宅管理センター



<p>市民税非課税家庭住院時の伙食費可減額</p>	<p>しみんぜいひかぜいせたい にゅういんじ しょくじふたんがく げんがく 市民税非課税世帯は入院時の食事負担額 減額</p>
<p>市民税非課税家庭の人可通过申請，住院時の伙食費每餐可減額 210 日元。持有「限度額適用認定書・標準負担額減額認定書」の人不需要提出申請。但是，過去 12 个月的住院天数超过 90 天时，从第 91 日开始每餐为 160 日元，并且需要办理手續。詳細事項請向医疗保险室資格支付課詢問。</p>	<p>しみんぜいひかぜいせたい かた しんせい にゅういんじ しょくじふたんがく しょくあ 市民税非課税世帯の方は申請により、入院時の食事負担額が1食あたり 210円に減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は申請する必要はありません。なお、過去12か月の入院日数が90日を超えるときは91日目から1食あたり160円となりますがこの場合は手続きが必要です。詳しくは、資格給付課へお問合せください。</p>
<p>詢問處：資格支付課 TEL 06-4309-3167 / FAX 06-4309-3804</p>	<p>といあわせさき しかくきゆうふか 問 合 先： 資格給付課</p>

<p>寄送个人编号通知卡</p>	<p>マイナンバー通知カードを送付します</p>
<p>个人编号通知卡将用簡易挂号信方式送到住民票上的住所處。東大阪地區的人預定在 11 月中旬以後收到。簡易挂号信同信封里有个人编号通知卡和个人号码卡交付申請書、申請書回信用信封、說明用的宣傳單，請務必確認。</p>	<p>マイナンバー通知カードを住民票の住所に簡易書留で送付します。東大阪市地域では11月中旬以降の予定です。簡易書留には、マイナンバーの通知カードと個人番号カード交付申請書、申請書返信封筒、説明用パンフレットを同封していますので届きましたらご確認ください。</p>
<p>詢問室：市民室 TEL 06-4309-3163/FAX 06-4309-3812</p>	<p>といあわせさき しんしつ 問 合 先：市民室</p>

<p>实施从儿童津贴费里直接扣除保育所(园)的保育费</p>	
<p>ほいくしょ えん ほいくりょう じどうてあて とくべつちようしゅう じっし 保育所(園)の保育料 児童手当からの特別徴収を実施</p>	
<p>本市为了确保财政收入及对利用者的公平性，对持续拖欠保育费的人为对象，将从定期支付的儿童津贴费里扣除特别征收费。11 月底左右将给对象者发出特别征收保育费預告通知書。</p>	<p>市の歳入と利用者の公平性を確保するため、保育料の滞納が続く方を対象に、児童手当からの特別徴収を実施しています。対象者には11月末ごろに特別徴収預告通知書を送付します。</p>
<p>詢問處：有关保育費 = 保育課 TEL 06-4309-3195 / FAX 06-4309-3817 有关兒童津貼 = 國民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805 問 合 先：保育料について = 子育て支援課 兒童手当について = 國民年金課</p>	

<p>修改了兒童抚养津貼制度</p>	<p>じどうふようてあてせいど かいせい 兒童扶養手当制度の改正</p>
<p>随着兒童抚养津貼法的修改，2014 年 12 月 1 日以後，即使是領取國家年金等的場合，年金額比兒童抚养費低時，差額部分可得到支付。但是必須符合所有條件才可提出申請。有關條件和金額等詳細內容可瀏覽市政府網頁或是向國民年金課詢問。</p>	<p>兒童扶養手当法の改正により平成26年12月以降は、公的年金などを支給している場合でも、年金額が兒童扶養手当額を下回る時はその差額分の手当が支給されることになっています。ただし、要件を満たしている場合に限りです。要件や金額など詳しくは、市ウェブサイトを見るか国民年金課へお問合せください。</p>
<p>申請・詢問處：國民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>もうしこみ といあわせさき こくみんねんきん か 申 込 ・ 問 合 先：國民年金課</p>

<p>临时保育事業</p>	<p>いちじあず じぎょう 一時預かり事業</p>
<p>市政府正在完善使市民希望在临时工作、休假时有寄放孩子的設施等，可以安心育兒的環境。現在，市內的保育所(園)、認定兒童園、幼兒園都可接受臨時保育。請隨時利用。需要事先登錄。有關使用條件、費用等詳細情況請向各設施詢問。實施設施、聯繫電話可瀏覽市政府網頁或是向育兒支援課詢問。</p>	<p>市では、一時的に仕事をするときやリフレッシュしたいときに子どもを預けられる施設など、安心して子育てができる環境を整えています。現在、市内の保育所(園)、認定子ども園、幼稚園で一時預かりを行っています。気軽にご利用ください。事前登録が必要です。利用要件や料金など詳しくは各施設にお問合せください。実施施設や連絡先は、市ウェブサイトを見るか子育て支援課へお問合せください。</p>
<p>詢問處：育兒支援課 TEL06-4309-3302 /FAX06-4309-3817</p>	<p>といあわせさき こそだ しえんか 問 合 先：子育て支援課</p>

